

令和8年度 坂東市小林孝三郎奨学生募集要項

本市では、坂東市小林孝三郎奨学金等基金条例に基づき、優秀な生徒でありながら経済的理由によって修学が困難なものに学資を給付し、有為な人材を育成することを目的として令和8年度奨学生を下記により募集する。

記

1 出願資格

- (1) 本年4月1日を基準として、1か年以前から引き続き坂東市に居住している者の子弟であること。
- (2) 人物、学業とも優秀であること。
- (3) 健康診断により修学に十分たえ得ると認められること。
- (4) 学資の支弁が困難であること。
- (5) 令和8年度に高等学校及び大学に在学していること。
- (6) 他の奨学団体との併願は妨げない。
- (7) 同一世帯において市税等の滞納がないこと。

2 募集（採用）人員、給付月額及び給付期間

種 別	募集人員	給付月額	給付期間
高等学校	1名	7,000円	令和8年4月から在学する学校の正規の就学期間（1年以外の学年で給付希望をするものは残就学期間とする。）
大 学	若干名	35,000円	

※返済不要

3 出願手続

- (1) 出願希望者は、当市教育委員会学校教育課から出願用紙等を受け、必要事項を記入のうえ関係書類を添付し、当該学校長を経て教育委員会学校教育課へ提出する。
- (2) 学校では、出願者からの提出書類の調査、検討の上、奨学生推薦基準に合致すると認められるものについて推薦調書を作成し、市教育委員会に推薦する。

4 出願書類

- (1) 小林孝三郎奨学生願書（出願者作成）
- (2) 住民票謄本
- (3) 世帯全員の所得がわかる書類（源泉徴収票や確定申告書の写し）
- (4) 学校長の作成する奨学生推薦調書
- (5) その他、特別の事情のある場合はその事実を証明する書類（生活保護法の適用証明書等）

5 出願期間

令和8年5月7日（木）から令和8年6月30日（火）まで ただし土・日・祝日は除く。

（受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで）

郵送の場合は、6月30日（火）消印まで有効

6 奨学生の採用決定

坂東市小林孝三郎奨学金等審議会を経て、採否を決定し、在学学校長を通じて本人に通知する。

なお、採用決定にあたっては、他の諸条件が同一水準である場合、地元高校を優先とする。

また、決定時には教育委員会より本人へ決定通知書を渡すものとする。

7 その他

提出された出願書類は、一切返却いたしません。

本奨学金に関する各種連絡先は、坂東市教育委員会学校教育課とする。

〒306-0692 坂東市岩井4365番地

TEL 0297-35-2121（内線1202）